

美郷町雇用促進支援金

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的として、町民を雇用する企業等を支援します。

■支援金の給付対象者

次に該当する町民を新たに正社員（雇用期間の定めなし、1週間の所定労働時間が30時間以上）として、6か月間雇用継続した町内事業者（町内に事業所を有する個人または法人）

- （1）新卒者（高校、高専、短大、大学を卒業して3年以内の未就職者）
- （2）移住者（10年以上の町外居住者、60歳未満）
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響による離職者（60歳未満）
- （4）美郷町商工業振興奨励金、美郷町本社機能移転促進事業補助金、美郷町起業
者総合支援事業補助金、美郷町中小企業新分野進出応援事業補助金の交付決定
者より雇用された者（60歳未満）

■給付額

- （1）新卒者 1人につき30万円
- （2）移住者 1人につき15万円
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響による離職者 1人につき15万円
- （4）美郷町商工業振興奨励金、美郷町本社機能移転促進事業補助金、美郷町起業
者総合支援事業補助金、美郷町中小企業新分野進出応援事業補助金の交付決定
者より雇用された者 1人につき15万円

■申請書類

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
- ・履歴事項全部証明書（法人）
- ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類（個人事業主）
- ・支援金対象者調書
- ・事業所雇用状況証明書
- ・支援金対象者に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・支援金対象者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・支援金対象者の出勤簿等の写し
- ・支援金対象者の賃金台帳の写し

- ・直近年度の納税証明書
 - ・支援金対象者が新卒者に該当する場合は、そのことを証する書類
 - ・支援金対象者が移住者に該当する場合は、そのことを証する書類
 - ・雇用された者が新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された者である場合、そのことを証する書類
 - ・支援金振込先口座（通帳）の写し
- ※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課に備え付けています。

■申請方法

・支援金対象者を雇用した日から6か月を経過した日以後に、必要書類をそろえて町商工観光交流課に申請してください。

※申請期限 令和4年3月31日（木）

■支援金給付までの流れ

雇用開始から6か月経過

↓

①〈給付金対象者〉申請書類を町へ提出

↓

②〈町〉申請内容を審査、給付決定を通知

↓

③〈対象事業者〉支援金を町へ請求

↓

④〈町〉支援金を給付

■問い合わせ先

美郷町役場 商工観光交流課 交流・商工班

〒019-1541 美郷町土崎字上野乙 170-10 TEL 0187-84-4909